

# 荒川区老朽空家住宅除却助成事業のご案内



あら坊

## ～災害に強いまちをめざして～

荒川区では、安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進するため、危険な老朽空家住宅を除却する際に、除却費の一部を助成しています。

これから危険な老朽空家住宅の除却を考えておられる方は、ぜひご利用ください。

### ■ 助成建築物 ■

- 1年以上使用されていないことが確認できること。
  - 住宅部分の面積が2分の1以上あること。
  - 昭和56年5月31日以前に建築されていること。
  - 区の現場調査等により倒壊等のおそれがあると診断されたこと。
- 不動産販売、不動産貸付又は駐車場業等を営む方が業務のために行う除却など、助成の対象にならない場合がございます。

### ■ 助成対象者 ■

危険な老朽空家住宅の所有者（個人又は中小企業に限ります。）

### ■ 助成額 ■

危険な老朽空家住宅の除却に要する費用（消費税相当額を除く）の2分の1の額  
ただし、1件につき50万円を上限といたします。

### ■ 助成の流れ ■

この助成を希望される方は、事前にお問い合わせください。  
区の担当者が助成の対象になるかどうかを確認いたします。

対象になる可能性がある場合、所有者が『内定申請書』を区に提出していただきます。  
（提出後、内容に変更等があった場合は、『変更等申請書』をご提出ください。）

受理後、区の担当者が内容を審査し、必要に応じて、現地調査に伺います。  
助成が決定した場合、区が『内定決定通知書』を所有者に交付いたします。

所有者が危険な老朽空家住宅の除却を実施していただきます。  
除却完了後、『除却完了報告書』『交付申請書』『請求書』を区に提出していただきます。  
（区に振込口座を登録されていない場合は、『登録申請書』もご提出ください。）  
建築物の除却に当たり、関係法令等に基づく必要な届出等を行ってください。  
除却現場及びその周辺への危害等を防止するための措置を行ってください。

受理後、区の担当者が内容を審査いたします。助成が決定した場合、  
所有者に『決定通知書』を交付し、助成金を所有者の口座にお振り込みいたします。

申請書類は、荒川区のホームページからダウンロードできます。

トップページ 「暮らし」 「生活（住まい・仕事等）」 「住まい」 「空き家対策」  
「老朽空家住宅除却助成事業について」

令和3年4月作成



### お問合せ先

荒川区 住まい街づくり課 防災街づくり係  
電話 03 - 3802 - 3111 内線2827